

くまもっと活躍ナース制度実施要項

第1 目的

地域の魅力やインセンティブを付与した短期間の就業制度「くまもっと活躍ナース」（熊本で活躍してみたい看護職）を熊本県から全国に募集することで、熊本県の看護職員の確保とひいては地域偏在を解消する。

第2 実施主体

熊本県

第3 委託先

公益社団法人 熊本県看護協会 熊本県ナースセンター（以下「ナースセンター」という。）

第4 事業内容

ナースセンターが、事前に登録された看護職員（以下「求職者」という。）及び医療機関（以下「求人施設」という。）双方のマッチングを支援することにより、求職者の短期間の就業を促進する。

第5 登録対象

- (1) 熊本県内の医療機関（熊本市を除く。）に1ヶ月以上の短期就業を希望する全国の看護職員
- (2) 熊本県内の医療機関（熊本市を除く。）のうち、次の要件を満たす医療機関
 - ア 第8(2)に規定する事業報告会及び交流会に、求人施設の人事担当者及び看護管理者が年1回程度参加できること。
 - イ 求職者を雇用することになった場合、その者の住居を準備できること。

第6 求職者の就業期間

1ヶ月～1年程度

（求職者と求人施設との合意の上で1年以上とすることも可能）

第7 就業までの流れ

1 求職者の登録

- (1) 求職者は、ナースセンターに対して、電話又はメール等で応募の意向を伝える。
- (2) 求職者は、「くまもっと活躍ナース」登録票（別紙1）をナースセンターに提出する。
※ナースセンターのホームページから登録票をダウンロードして記入するか、QRコードから直接登録するものとする。
- (3) ナースセンターは、前号の登録票の提出を確認した後、求職者に対して、履歴書及び資格免許証（ともに写しとする）をナースセンターに提出するよう依頼する。
※履歴書及び資格免許証の原本は、求職者が所持するものとし、求人施設から求めがあった場合に提出するものとする。
- (4) ナースセンターは、求職者から提出された履歴書及び資格免許証の写しを基に求職者の登録を行う。

2 求人施設の登録

- (1) 求人施設は、施設登録票（別紙2）をナースセンターに提出する。
- (2) ナースセンターは、前項の登録票を基に求人施設の登録を行う。
※ナースセンターは、本制度とは別に、求職者から当該求人施設へ求職があった場合、ナースセンターが別に定める方法で求人登録を行うよう求人施設に対して依頼するものとする。

3 ナースセンターによるマッチング

- (1) ナースセンターは、求職者の希望条件や希望施設等を確認後、求人施設と連絡調整を行う。
- (2) ナースセンターは、求職者と求人施設の要望があれば、施設見学、面接等を調整する。
なお、県外や遠方からの求職者の場合は受け入れ施設と直接相談も可能とする。
- (3) ナースセンターは、求人施設に求職者の履歴書及び資格免許証の写しを送付する。
- (4) ナースセンターは、求人施設の採否決定に関する調整を行う。
- (5) ナースセンターは、求人施設による採否決定後、採否の結果及び就業開始日について、求人施設と調整の上で、求職者に対して通知を行う。
- (6) ナースセンターは、求職者の着任に当たり求人施設と調整する。
※状況に応じて求職者と求人施設とで直接交渉することも可能とする。

第8 求人施設への就業後

- (1) ナースセンターは、求職者の就業後も定期的に状況を確認しフォローする。
- (2) ナースセンターは、「くまもっと活躍ナース」に関する事業報告会及び交流会を年1回程度開催するものとする。

第9 広報活動について

ナースセンターは、くまもっと活躍ナース事業の広報に当たり以下の活動を行う。

- (1) ナースセンターホームページの整備
- (2) ナースセンター求人情報誌へ掲載
- (3) 熊本県看護協会「看護くまもと」へ掲載
- (4) ポスター・チラシの作成、配布
- (5) 登録中の看護職への案内、相談
- (6) 全国ナースセンターへの広報
- (7) 新聞広告、マスコミへの情報提供
- (8) その他

附 則

この要項は、令和5年（2023年）6月1日から施行する。